重 要

非常変災時の対応

新 居 浜 市 教 育 委 員 会
令 和 ８ 年 ７ 月 １ 日 改 訂

① 新居浜市に**特別警報、危険警報、警報のいずれか**（波浪警報・高潮警報を除く）が発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき

七時まで

台風等接近時は家を出発しない。

新居浜市に〇〇警報が発表されました。

【自宅待機】

十一時まで

【自宅待機】

警報解除	警報継続
↓	↓
昼食後、登校	臨時休業

午後以降

クラブ：通常どおり開設 ／ お休み

児童・生徒が〈学校〉にいるとき

今後の対応について保護者連絡

下校時刻等を変更して下校 → 時刻や方法の保護者連絡

学校で待機（授業）

通常下校(警報解除)

クラブ：お休み ／ 通常どおり開設

※警報が発表されていなくても、気象状況により、学校長の判断で下校を早めたり、臨時休業になった場合は、児童クラブは開設しません。

② 新居浜市に**【震度５弱以上】**の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき

【臨時休業】
児童クラブもお休み

児童・生徒が〈学校〉にいるとき

【児童・生徒の引渡し】

学校から連絡があるまで【臨時休業】
児童クラブもお休み

〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等

すべての安全確認後、学校から登校について連絡

児童・生徒の学校登校

※児童クラブ開設中に、①の警報が発表されたり、震度5弱以上の地震が発生した場合、保護者にお迎えに来ていただきます。

◎土曜日、長期休み等の場合

午前7時の時点で、新居浜市に①の警報が発表されている場合

児童クラブはお休み。その後、警報が解除されてもクラブはお休みです。
警報に気付かず、児童がクラブに来る場合に備え、指導員１名以上が朝待機し対応する。

新居浜市に震度5弱以上の地震が発生した場合

児童クラブはお休み。
学校登校の許可が出るか、クラブから連絡があるまで、クラブはお休みです。